

参 考 資 料

第 8 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

議番号	件 名
1 0 3	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
1 0 4	玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
1 0 5	玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
1 0 6	玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
1 0 7	玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
1 0 8	玉名市税条例の一部を改正する条例
1 0 9	玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
1 1 0	玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
1 1 1	玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
1 1 2	玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
1 1 3	熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

議第103号関係

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新							旧						
別表（第2条―第5条関係）							別表（第2条―第5条関係）						
執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期	執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	略	略	略	略	略	略	市長	略	略	略	略	略	略
	玉名市災害弔慰金等支給審査会	略	略	略	略	略		玉名市災害弔慰金等支給審査会	略	略	略	略	略
	玉名市災害義援金配分委員会	(1) 災害義援金の配分に関すること。	審議	8人以上	(1) 学識経験を有する者	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間							
		(2) その他災害義援金に関し市長が必要と認める事項に関すること。			(2) 地域の代表者								
					(3) 関係する機関及び団体の代表者								
		(4) その他市長が適当と認める者											
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
教育委員会	略	略	略	略	略	略	教育委員会	略	略	略	略	略	略
	玉名市地域学校協働本	略	略	略	略	略		玉名市地域学校協働本	略	略	略	略	略

	部運営委員会					
	玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会	(1) 玉名市図書館窓口等業務委託事業者の選定に関すること。	審査	7人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育委員会が指名する職員 (3) その他教育委員会が適当と認める者	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間
	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略

	部運営委員会					
	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略

(玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）)

別表第1（第2条関係）

職名	支給別	支給額（円）	摘要
略	略	略	
災害弔慰金等支給審査会委員	略	略	
災害義援金配分委員会委員	日	5,800	
略	略	略	
地域学校協働本部運営委員会委員	略	略	
図書館窓口等業務委託事業者選定委員会委員	日	5,800	
略	略	略	

別表第1（第2条関係）

職名	支給別	支給額（円）	摘要
略	略	略	
災害弔慰金等支給審査会委員	略	略	
略	略	略	
地域学校協働本部運営委員会委員	略	略	
略	略	略	

議第104号関係

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正(第1条関係)) (期末手当) 第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)の例による。ただし、同条例第16条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。	(期末手当) 第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)の例による。ただし、同条例第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。
(玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正(第2条関係)) (期末手当) 第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)の例による。ただし、同条例第16条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。	(期末手当) 第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)の例による。ただし、同条例第16条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。

議第105号関係

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(玉名市長等の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)) (給与の支給) 第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与の支給) 第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。
(玉名市長等の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)) (給与の支給) 第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与の支給) 第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

議第106号関係

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(玉名市教育長の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)) 第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。 (玉名市教育長の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)) 第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。 第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

議第107号関係

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係))	
(通勤手当)	(通勤手当)
第10条の3 略	第10条の3 略
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
ア・イ 略	ア・イ 略
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u>	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u>
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u>	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u>
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 略

3～8 略

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（第17条において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条 略

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 略

3～8 略

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（第17条において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

(改正後)

別表第 1 (第 3 条、第 1 6 条関係)

給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	195, 800	242, 000	276, 300	309, 800	332, 600	366, 800	420, 700
	2	196, 900	243, 300	277, 300	311, 300	334, 400	368, 500	422, 600
	3	198, 100	244, 700	278, 300	312, 700	336, 200	370, 100	424, 500
	4	199, 200	246, 100	279, 300	314, 100	337, 900	371, 700	426, 300
	5	200, 300	247, 500	280, 300	315, 500	339, 600	373, 300	428, 100
	6	202, 000	248, 900	281, 300	316, 600	341, 300	375, 100	429, 900
	7	203, 600	250, 300	282, 200	317, 600	343, 000	376, 600	431, 700
	8	205, 200	251, 700	283, 200	318, 800	344, 600	378, 200	433, 500
	9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500	435, 100
	10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100	436, 600
	11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700	438, 100
	12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600
	13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100
	14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400
	15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700
	16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900
	17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100
	18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400
	19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700
	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500

(改正前)

別表第 1 (第 3 条、第 1 6 条関係)

給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300

41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

	41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
	42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
	45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
	46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
	51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
	52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
	53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
	54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
	55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
	56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
	58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
	59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
	62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
	63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
	65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
	66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
	67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
	71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
	72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
	73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
	74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
	75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
	76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
	86	256, 000	297, 100	346, 000				
	87	256, 300	297, 400	346, 400				
	88	256, 600	297, 700	346, 800				

	89	267, 100	306, 700	356, 700				
	90	267, 400	307, 000	357, 100				
	91	267, 700	307, 300	357, 500				
	92	268, 000	307, 600	357, 900				
	93	268, 300	307, 800	358, 100				
	94		308, 000	358, 400				
	95		308, 300	358, 800				
	96		308, 700	359, 100				
	97		308, 900	359, 400				
	98		309, 200	359, 800				
99	309, 500		360, 200					
100	309, 900		360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					
109		312, 300	364, 200					
110		312, 600						
111		313, 000						
112		313, 300						
113		313, 500						
114		313, 700						
115		314, 000						
116		314, 400						
117		314, 600						
118		314, 800						
119		315, 100						
120		315, 400						
121		315, 700						
122		315, 900						
123		316, 200						
124		316, 500						
125		316, 800						
定年前任用 再任用 短時間勤務 職員		基準給料月額 円 200, 300	基準給料月額 円 227, 800	基準給料月額 円 269, 500	基準給料月額 円 290, 100	基準給料月額 円 305, 700	基準給料月額 円 331, 900	基準給料月額 円 374, 800

定年前任用 再短時間勤務 職員		89	256,900	298,000	347,000			
		90	257,200	298,300	347,400			
		91	257,500	298,600	347,800			
		92	257,800	299,000	348,200			
		93	258,100	299,200	348,400			
		94		299,400	348,800			
		95		299,700	349,200			
		96		300,100	349,500			
		97		300,300	349,800			
		98		300,600	350,200			
		99		301,000	350,600			
		100		301,400	351,000			
		101		301,600	351,500			
		102		301,900	351,900			
		103		302,200	352,300			
		104		302,500	352,700			
		105		302,700	353,200			
		106		303,000	353,600			
		107		303,300	353,900			
		108		303,600	354,200			
		109		303,800	354,700			
		110		304,200				
		111		304,600				
		112		304,900				
		113		305,100				
		114		305,300				
		115		305,600				
		116		306,000				
		117		306,200				
		118		306,400				
		119		306,700				
		120		307,000				
		121		307,400				
		122		307,600				
		123		307,900				
		124		308,200				
		125		308,500				
			基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
			円	円	円	円	円	
			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600
								362,700

(玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係))

(通勤手当)

第10条の3 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第6項において「運賃等相当額」という。)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～シ 略

ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円

(通勤手当)

第10条の3 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～シ 略

ス 使用距離が片道60キロメートル以上
__である職員 38,700円

テ 使用距離が片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未
満である職員 59,600 円

ト 使用距離が片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル
未満である職員 63,000 円

ナ 使用距離が片道 100 キロメートル以上である職員 66,
400 円

(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 略

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、自動車等の駐車のための施設等で規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000円を超えない範囲内

(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 略

で1か月当たりの料金に相当する額として規則で定める額（以下「駐車料金相当額」という。）を支給する。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）並びに駐車料金相当額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 略

8 略

9 略

（期末手当）

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（第17条において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第17条 略

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の _____ 合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項 _____の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 略

7 略

8 略

（期末手当）

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（第17条において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に 100 分の 106.25 （特定管理職員にあっては、 100 分の 126.25 ）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 51.25 を乗じて得た額の総額

3～5 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に 100 分の 107.5 （特定管理職員にあっては、 100 分の 127.5 ）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 52.5 を乗じて得た額の総額

3～5 略

新	旧
(身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「<u>身体障害者等</u>」という。）の移動の用に供する<u>軽自動車等で次に掲げるもの</u>（身体障害者等1人につき _____ _____ _____ _____ _____ 1台に限る。） ア 身体障害者等が運転する軽自動車等で、当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者が所有するもの イ <u>身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する軽自動車等で、当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者が所有するもの</u> ウ <u>身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下このウにおいて同じ。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する軽自動車等で、当該身体障害者等又は当該身体障害者等を常時介護する者が所有するもの</u> (2) 略 2～6 略	(身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「<u>精神障害者</u>」という。）が所有する _____ 軽自動車等（<u>身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。</u>）で、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「<u>身体障害者等</u>」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（<u>身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。</u>）のために当該身体障害者等（<u>身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。</u>）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。） (2) 略 2～6 略

議第109号関係

玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

新	旧
<u>玉名市鍋松原海岸しおまちパーク潮湯条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>観光の振興並びに市民の健康増進及び福祉の向上を図るための玉名市鍋松原海岸しおまちパーク潮湯</u>（以下「<u>潮湯</u>」という。）の設置及び<u>管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(名称及び位置)</u> 第2条 <u>潮湯の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> 名称 <u>玉名市鍋松原海岸しおまちパーク潮湯</u> 位置 <u>玉名市岱明町鍋3188番地先</u> <u>(管理運営)</u> 第2条の2 <u>市長は、潮湯を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運営しなければならない。</u> 2 <u>市長は、潮湯に必要な職員を置くことができる。</u> <u>(事業)</u> 第3条 <u>潮湯は、次に掲げる事業を行う。</u> (1) <u>観光の振興に関する事業</u> (2) <u>市民の健康増進及び福祉の向上に関する事業</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u>	<u>玉名市岱明コミュニティセンター条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>住民</u>の健康増進と<u>福祉</u>の向上を図るため<u>玉名市岱明コミュニティセンター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）の設置及び<u>管理運営</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(位置)</u> 第2条 <u>センターの位置は、玉名市岱明町鍋3188番地先とする。</u> <u>(事業)</u> 第3条 <u>センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。</u> (1) <u>住民の健康増進と福祉の向上に関すること。</u> (2) <u>住民の各種団体等の活動に関すること。</u> (3) <u>住民のレクリエーションのための必要な便宜の供与</u> (4) <u>住民の教育及びスポーツ活動に関すること。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u>

(休館日)

第4条 潮湯 の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) · (2) 略

2 略

(開館時間)

第5条 潮湯の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、宿泊の使用をするときは、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(宿泊の使用をすることができる団体)

第6条 宿泊の使用をすることができる団体は、次に掲げる団体とする。

(1) 5人以上 が宿泊する団体

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が宿泊の使用を適当と認める
団体

(使用の許可)

第7条 潮湯を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

(使用の不許可)

第8条 市長は、 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは 、潮湯の使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある_____とき。

(2) 潮湯の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) · (2) 略

2 略

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、宿泊の使用をするときは、終日とする。

２ 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項の開館時間を変更することができる。

(宿泊の使用をすることができる団体)

第6条 宿泊の使用をすることができる団体は、次に掲げる団体とする。

(1) 10人以上が宿泊する団体

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が宿泊の使用を適当と認めた
団体

(使用の許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

(使用の許可の基準)

第8条 市長は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる_____とき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、潮湯_____の管理上支障がある_____とき。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、潮湯を使用するもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は潮湯の管理上特に必要があるときは、当該潮湯の使用の許可に係る条件を変更し、_____使用を停止し、又は当該許可を取り消す_____ことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(4) 緊急やむを得ない事情により、市がこれを使用する必要があるとき。

2 略

(使用料)

第10条 潮湯_____の使用料（以下「使用料」という。）は、別表の_____とおりとする。

2 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、使用させることがセンターの管理上支障があると認められるとき。

(使用_____の取消し等)

第9条 市長は、使用の許可を受けた者_____が次の各号のいずれかに該当するとき_____は、使用の許可を取り消し_____、若しくは使用を停止し、又はその使用の条件を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 前条各号に定める事由が発生したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則_____に違反したとき。

(4) 緊急やむを得ない理由により、市がこれを使用する必要があるとき。

2 略

(使用料)

第10条 センターの使用料_____は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由によるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第11条 略

(使用料の還付)

第12条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由によるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 潮湯の管理は、法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により潮湯の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、潮湯の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により潮湯の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第9条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により潮湯の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が潮湯の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により潮湯の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が潮湯の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

第12条 略

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第9条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 略
 - (2) 潮湯の使用の許可に関する業務
 - (3) 施設等の維持及び修繕に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が潮湯の管理上必要と認める業務
- (利用料金)

第15条 第10条第1項の規定にかかわらず、潮湯の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に潮湯の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 略

第16条 略

(利用料金の還付)

第17条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由によるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(兼業の禁止)

第18条 法第92条の2、第142条（法第166条第2項において準用する場合を含む。）及び第180条の5第6項の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、法第92条の2中「当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第142条、第180条の5第6項及び第252条の2

- (1) 略
 - (2) センターの使用の許可に関する業務
 - (3) センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務
- (利用料金)

第15条 第10条の規定にかかわらず、センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者にセンターの施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 略

(利用料金の還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由によるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第17条 略

(兼業の禁止)

第18条 法第92条の2、第142条（法第166条第2項において準用する場合を含む。）及び第180条の5第6項の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、法第92条の2及び第142条

8第3項第12号において同じ。)をする者(各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。)及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあり、法第142条中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「指定管理者」と、法第180条の5第6項中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「その職務に関する公の施設の指定管理者」と読み替えるものとする。

(原状回復の義務)

第19条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。第9条第1項の規定により使用を停止し、又は許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第20条 使用者は、故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第10条、第15条関係)

施設区分	区分	金額
入浴施設	中学生以上	500円(70歳以上の者又は重度心身障害者医療費受給資格者証、身体障害者手帳、療育手帳若

中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「指定管理者」と、法第180条の5第6項中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「その職務に関する公の施設の指定管理者」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第19条 使用者は、施設等を故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、直ちに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(管理運営の基本方針)

第20条 市長は、センターの管理運営については、適切な広域の利用に努めるものとする。

別表(第10条、第15条関係)

玉名市岱明コミュニティセンター			
入浴施設	区分	市内利用者	市外利用者
	大人	220円	440円
	子供	100円	220円
	回数券1 大人	2,200円	4,400円

		しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「高齢者等」という。）にあつては、300円）
	小学生	300円
	小学生未満	無料
	回数券 1 2枚綴り	中学生以上 5,000円（高齢者等にあつては、3,000円）
		小学生 3,000円
休憩室	1室1時間当たり	500円
宿泊施設	1人1泊当たり	寝具あり 5,800円 寝具なし 2,500円

備考

- 1 休憩室の使用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。
- 2 休憩室の使用時間が1時間を超えた場合は、250円を加算し、以後30分ごとに250円を加算する。
- 3 宿泊施設の使用料には、入浴施設の使用料を含む。
- 4 この使用料は、消費税等を含む。

	2枚綴	子供	1,100円	2,200円
休憩室	区分		1時間当たり	
	大休憩室1		220円	
	大休憩室2		220円	
	小休憩室1		220円	
	小休憩室2		220円	

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときは1時間とみなす。
- 2 1時間を超えた場合で30分未満の端数があるときは、30分とみなし、表に掲げる額の2分の1を加算し、30分を超える場合は、1時間とみなす。

機器使用料	機器名	1回当たり
	ロッカー	10円（1枠）

- 3 宿泊するときの使用料（食事に係る費用を除く。）は、この表の規定にかかわらず、1人1泊当たり1,780円とする。
- 4 この使用料は、消費税等を含む。

議第110号関係

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧				
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の右欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr><tr><td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr></table> 3・4 略	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u> が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。 3・4 略
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				

議第 1 1 1 号関係

玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(虐待等の禁止) 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身 に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第 3 3 条の 1 0 各号</u> _____ に掲げる行為その他当該利用者の心身 に有害な影響を与える行為をしてはならない。

議第 1 1 2 号関係

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(虐待等の禁止) 第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 各号 _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

議第 1 1 3 号関係

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新		旧	
別表第 2		別表第 2	
組合の共同処理する事務		組合の共同処理する事務	
略	略	略	略
第 3 条第 1 0 号に関する事務	上天草市、阿蘇市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町	第 3 条第 1 0 号に関する事務	菊池市、上天草市、阿蘇市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
略	略	略	略